

## 物品売買契約書

佐賀県（以下「甲」という。）を発注者とし、□□□□□□□□□□□□□□□□（以下「乙」という。）を受注者として、次の表のとおり物品の売買について、次の条項により契約を締結する。

|       |                                  |
|-------|----------------------------------|
| 品 名   | 航空機騒音自動監視装置等物品                   |
| 数 量   | 1 式                              |
| 契約金額  | ¥□□□—<br>(うち消費税及び地方消費税相当額 ¥□□□—) |
| 規 格   | 別紙仕様書のとおり                        |
| 納入期限  | 令和9年3月19日                        |
| 納入場所  | 別紙仕様書のとおり                        |
| 契約保証金 | 佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除          |

（信義則）

第1条 甲及び乙は、この契約の条項及び仕様書に定める要件を信義に従い、誠実に履行するものとする。

（契約保証金）

第2条 甲は、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第115条第3項第3号により、乙に対して契約保証金の納付を免除する。

（検査）

第3条 乙は、物品を納入しようとするときは、申出を行い、甲の指定する場所において検査を受けなければならない。

2 前項の検査は、物品納入の際、乙の立会いの下に行うものとする。ただし、検査に期日を要するものについては、前項の申出があった日から10日以内に検査を行うものとする。

3 前項の規定による検査に合格しないものがあったときは、乙は、その負担で物品を取り換えさらに検査を受けなければならない。

（納入）

第4条 乙は、物品を納入するのに必要なすべての費用を負担するものとする。

（指示）

第5条 乙は、天災その他避けがたい理由により、物品を納入することができないときは、直ちに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

（契約の履行）

第6条 乙が行う契約の履行は、当該物品を納入場所に納入した後、第3条の検査に合格した時をもって完了するものとする。

（危険負担）

第7条 契約履行前の物品の滅失、損傷その他の損害については、乙の負担とする。

（権利義務の譲渡などの禁止）

第8条 乙はこの契約によって生じる権利義務を他に譲渡し、又はその履行を委任し、若しくは請け負わせ並びに担保に供してはならない。ただし、甲の承諾がある場合については、この限りではない。

（契約の解除）

第9条 甲は、乙がこの契約に違反した場合のほか、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、契約を解除することができる。

（1）履行期限までに契約による義務を履行し終わる見込みがないとき、又は契約を履行

しなかったとき。

(2) 契約履行につき不正の行為があったとき。

(3) 正当な理由がなく甲の指示に従わないとき。

(4) 自己又は自社の役員等が次のいずれかに該当するものであることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(損害賠償及び違約金)

第10条 乙は、自己の責めに帰すべき理由によって納入期限までに物品を完納しないときは、遅延日数につき年3.0%の割合で算定した額の金額を履行遅延による損害賠償金として甲に支払うものとする。

2 甲は、この契約を解除したため、損害を被ったときは、乙から違約金として契約額の10分の1の額を徴収する。また、この場合において、なお損害があるときは、甲は、乙に損害賠償金を請求することができる。

(代金の支払)

第11条 甲は、乙が、第3条の検査に合格した後、乙が提出する適法な請求書を受領した日から30日以内に代金の支払いをするものとする。

2 前項の支払期限までに支払わないときは、支払期限到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で算定した遅延利息を乙に支払うものとする。

(契約内容の不適合責任)

第12条 乙は、納入した物品が契約の内容に適合しないものであるとき、又は納入後1年以内に正常な管理の下で故障したときは、自己の負担で修理又は交換するものとする。

(疑義の解決)

第13条 この契約に定める事項に疑義が生じた場合、甲及び乙が協議して定めるものとする。

また、この契約に定めのない事項で必要がある場合は、佐賀県財務規則の定めるところによる。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

委託者（甲） 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号  
佐賀県県民環境部有明海再生・環境課  
課長 矢川 毅

受託者（乙）